

よさこい祭りのルールについて

よさこい祭りを円滑に運営するため、下記の要件に同意した踊り子チームを受け付ける。
参加にあたっては、踊り子をそろえた上、地方車を用意すること。

1. 踊り子について

1チームの踊り子は、150人以下とする。

著しく少ない人数での参加等、運営上支障があるチームについては参加を断る場合がある。

2. 地方車について

(1) 車両の種類、大きさ及び台数の制限について

地方車は1チームにつき必ず1台用意すること。

地方車については、普通貨物自動車及び中型貨物自動車(特定中型貨物自動車を除く)とし、長さ9メートル以下、高さ3.6メートル以下(軽四は2.5メートル以下)、幅2.5メートル以下とする。

<地方車として使用できない車両の例>

大型車、特定中型貨物自動車

最大積載量5トン以上の車両、車両総重量8トン以上の車両、乗車定員11人以上の車両

トレーラー、けん引車等

普通貨物自動車及び中型貨物自動車(特定中型貨物自動車を除く)であっても長さが9.0メートルを越えるもの

自動二輪車、原動機付自転車、軽車両(自転車、リヤカー等)

(2) 車両の荷台に人を乗せる場合の許可申請について

荷台乗車の許可申請をして下さい。

荷台乗車許可条件

許可証記載の人数以上の乗車をさせないこと。

競演場及び演舞場以外では、荷台乗車はしないこと。

ただし、積載物を看守するために必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させることができるが、この場合にも荷台の二階部分には人員を乗車させないこと。

荷台に乗車した人員は、必要と認められる場合を除いて座ること。

荷台には、手すり・安全柵を設置して、荷台に乗車した人員が転倒・転落しないようにすること。

あおり板に腰掛け又は身体を車外に出さないこと。

車両から物を投げないこと。

車両運転席上部に人員を乗車させないこと。

荷台には、酒気を帯びた者を乗車させないこと。

荷台を二階構造にする場合、二階部分の床の高さは地上高2.5メートル以下とすること。

制限外積載許可申請及び地方車制作上の注意事項

申請書に添付する図面は、積載物の状況を記載し、ナンバープレートや灯火類及び反射器の位置を図示し、これらが看板等で隠されていない状況が明らかとなるように作成すること。

(前面、側面、後面及び2階建て構造とする場合は2階の床面の高さを明示すること)

地方車完成後に、別添の「自主チェック表」(6/22代表者会で配布)により点検を実施し、不備があれば是正すること。

点検者が署名押印したチェック表は、許可証と一緒に保管すること。

車長が6.0メートルを超える車両については、看板等の一部を切取るか、看板等に「認可を受けた側方反射器」を取付けて、側方灯又は側方反射器の視認性を確保すること。

車体の側方灯等を取外さないこと。

「認可を受けた側方反射器」は、運輸支局・整備振興会で購入可能。

(2個で約1,000円)。

車両の諸元が車長6.0メートル以下であっても、看板等を積載した状態で6.0メートルを超える場合は、上記の側方灯又は側方反射器を取付けること

車両総重量が7トン以上の車両については、看板等の一部を切取るか、看板等に「認可を受けた後部反射器」を取付けて、後部反射器の視認性を確保すること。

「認可を受けた後部反射器」は、運輸支局・整備振興会で購入可能。(約10,000円)。

突入防止装置(追突防止反射板)を取外さないこと。

運転席回りの看板等については、運転席からの視野を妨げ、迅速な乗降車を妨げる等の危険性がある。

上記事項に配慮のうえ地方車の制作を行うこと。

制限外積載許可の条件

運転者の視野を妨げ又は外部から車両の前照灯、ストップランプ、方向指示器及び側方灯等の灯火類並びにナンバープレート、後部反射器及び側方反射器等法令に定められた設備が隠れたり、見えにくくなるような方法で看板、布類等の装飾物を積載し又は取付けないこと。

積載物は、落下することのないよう確実に取付けること。

車外に楽器類及び鋭い突起を有する物等を出さないこと。

荷台乗車許可制限外積載許可共通の指導事項

競演場及び演舞場において荷台の二階部分に人員を乗車させる場合、当該人員を含めた地上高は4.3メートル以下にすること。

警察官、交通巡視員及び主催者の指示があった場合には、これに従うこと。

地方車に積載した照明器具は、競演場及び演舞場以外の道路を走行中は必ず消灯すること。

チーム責任者及び地方車の運転者は、上記事項が遵守されていることを確認すること。

荷台乗車・制限外積載申請については、警察署の許可がありたら、速やかに許可証のコピーを、よさこい祭振興会まで、必ずFAX(088-873-0572)または持参して下さい。

地方車の「自主チェック表」は、荷台乗車・制限外積載許可証と一緒に保管して下さい。よさこい祭振興会への提出は不要です。

3. 救護車・給水車について

(1) 救護車・給水車としての区別の仕方

救護車・給水車には目印となる『黄色の布』を付け、『車両入場許可証』を掲示して下さい。

『車両入場許可証』は、よさこい祭振興会が発行します。(1チーム1枚)

目印となる『黄色の布』の形状は、

- (1) 巾10cm程度の帯状のもので、
- (2) 長さは、ドアミラーに結び付けた際に、結び目から垂らした部分が約20～30cm程度保つ事が出来る長さとする。

救護車・給水車を2台以上用意する場合、目印の『黄色の布』は必ず全ての車両に取り付けること。

救護車・給水車であっても指定場所以外での路上駐車は禁止です。(駐車違反の対象)

(2) 競演場・演舞場への進入について

救護車・給水車が踊る場所へ進入できるのは、万々、愛宕、菜園場の3競演場のみです。(中央公園は東側道路に1台のみ待機可。)

3競演場付近での待機の際は、スタッフの指示に従って下さい。

3競演場内へ進入できるのは、救護車又は給水車のうち、いずれか1台のみで、踊り子隊の後ろに付けて下さい。

競演場進入時、一般車両と識別するために、

- (1) 『車両入場許可証』を運転席ダッシュボード上に掲示し、
- (2) 目印の『黄色の布』を用意し、左右ドアミラー部分に結び付けて下さい。
(運転時にじゃまにならないように注意して下さい。)

マイクロバスなど中型大型車両を、「救護車・給水車」として使用しているチームが近年目立っています。チームが集中すれば、地方車の待機だけでも交通渋滞を招いているのが現状です。競演場のスムーズな運営のためにも、中型大型車両を「救護車・給水車」として使用することは避けていただくようお願いします。



***** 警察署への許可申請の記入について（申請の出し方） *****

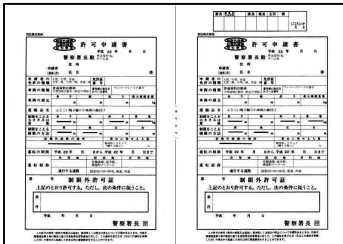
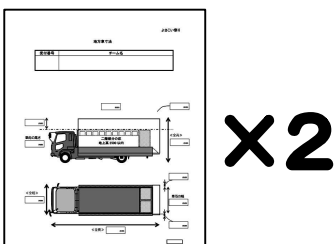
提出書類は代表者会にて配布します。

「荷台乗車・制限外積載」は出発地を管轄する警察署へ、「道路使用」は高知署へ許可申請を、必ず各チームが、窓口を持参して下さい。（郵送は不可）

荷台乗車・制限外積載許可申請書 出発地を管轄する警察署に提出してください。

看板等装飾をしたり、荷台に人員が乗車する場合は必ず許可が必要です。

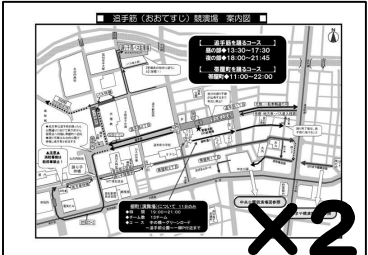
次の書類をそろえて、管轄の警察署に申請してください。

<p>【1】 荷台乗車・制限外積載許可申請書</p>  <p>左右とも同様にご記入下さい。 運転者の印鑑が必要です。</p>	<p>【2】 地方車完成図面（2部）</p>  <p>制限を超える場合は、図面に超える長さ・幅を明示してください。（前・後、横） 看板等設置後、反射鏡が隠れる場合は新たに設置が必要になりますので、設置位置を図面に明示してください。</p>	<p>【3】 運転者の免許証のコピー（2部）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p align="center">有効期限 要確認 ×2</p> </div> <p>交替運転者がある場合は、その方の免許証のコピーも必要です。</p> <p>【4】 車両の車検証のコピー（2部）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p align="center">有効期限 要確認 ×2</p> </div>
--	--	--

道路使用許可申請書 高知警察署4F交通課（高知市北本町1丁目9-20）へ提出してください。

帯屋町演舞場、京町演舞場、はりまや橋演舞場、柳町演舞場で踊るチームは道路使用許可申請が必要です。

次の書類・手数料をそろえて、高知警察署へ申請してください。

<p>【1】 道路使用許可申請書</p>  <p>左右とも同様にご記入下さい。 代表者の印鑑が必要です。 「場所又は区間」は踊る所で囲んでください。（尚、柳町は限定チームのみ）</p>	<p>【2】 地図（2部）</p>  <p>代表者会資料の「追手筋本部競演場案内図」をコピーし、帯屋町・京町・はりまや橋・柳町の部分をマーカー等で色付してください。2部必要です。</p>	<p>【3】 申請手数料 2,200円必要です。</p>
--	--	---

許可申請の受付期限 注意

道路使用許可申請書、制限外積載許可申請書とも7月4日(月)～7月22日(金)までとする。

各警察署の受付時間は、8:30～12:00、13:00～17:00まで。

注！ 土曜日、日曜日、祝日は受付していません。

上記2種類の申請書は警察署にもあります。

4. 振り付けについて

近年のチーム数の増加、さらに、高知のよさこい祭りのルールである『鳴子を持って前進する踊り』ということが、守られていないチームが目につくようになってきたこと、加えて、踊る前に極端に長い前口上を行うチームが増えてきたことなどを要因として、このままでは、追手筋本部競演場だけでなく、各競演場・演舞場においても、かなりの混雑が予想されます。

よさこい祭りでは、スタートからファイナルまで、地方車及び踊り子チームが円滑に滞りなく前進する振り付けをして下さい。

鳴子を手に持って前進する踊りの振り付けを基本とする。

守られない場合は、審査の対象外とする。

競演場・演舞場においては、スタート地点からファイナル地点まで連続して踊り続けること。

以下の踊りは、祭り全体の運営に支障をきたすのみでなく、他のチームに迷惑がかかるため、ご遠慮下さい。

踊りのテンポが極端に遅い。

前進、後進の繰り返しが著しく、なかなか前に進まない。

左右の横振りが大きく、なかなか前に進まない。

鳴子を地面に置く。

座り込む踊り。

道路の中心地点で円形に廻って踊り、なかなか前に進まない。

あらかじめファイナル地点まで地方車を移動させた後、路上で前進しないステージ形式で踊り、終了後走ってファイナル地点の地方車まで待避する踊り。

踊りスタート時等に『前口上』を述べる。

踊りスタート前や、曲が一巡して再スタートする時など、進まずにその場で『口上』を述べることは、よさこい祭りでは禁止します。

特に追手筋本部競演場においては、170チームが制限時間内踊り抜ける必要があるため、桟敷席前をスムーズに踊り抜けるような振り付け(踊り)をして下さい。

(スタッフが誘導する場合がありますので指示に従って下さい。)

以上の事に注意して振り付けをして下さい。守られない場合は、本部競演場の出場をご遠慮いただきます。あまりにも目に余る場合、本部だけでなく、各競演場・演舞場での踊りも途中でストップし、立ち退きを要求することもあるので、ご注意願います。

5. 音楽について

曲をアレンジしても良いが、必ずどこかに「よさこい鳴子踊り」のフレーズ(曲)を入れること。

各チームの自主的な判断により音量を制限すること。

特に、帯屋町アーケードは音がこもるため、見物人に不快感を与えない程度の音量に留意下さい。音出し禁止区域と、競演場・演舞場以外の場所(地方車の待機場所を含む)での音出しは絶対に禁止する。

6. チーム責任者について

各チームは責任者2名を配置し、よさこい祭振興会より購入した責任者法被を必ず着用すること。責任者は地方車及び踊り子が揃ったことを確認の上、各競演場・演舞場で受付を行うこと。(責任者法被を着用せずに、受付に行っても受付はできません。)

同様に「どきこサービス」にも必ず受付を行って下さい。

受付に行く場合は、責任者2名のうちの1名でも結構です。

追手筋本部競演場の受付において、踊り子の人数、踊り子送迎バス・救護車・給水車の台数を申告すること。

未成年者の踊り子が参加する場合は、学校の承諾及び親の承諾をもらった上で参加させること。

未成年者の喫煙、飲酒は絶対にさせないよう注意を払うこと。

練習・本番を通じて未成年者の踊り子は、午後10時までに帰宅させるよう心がけること。

踊り子参加募集にあたっては、金銭的トラブルのないよう注意すること。

踊り子の安全に留意し、練習・本番を通じて十分注意を払うこと。また、傷害保険等に加入し、万が一のために備えること。

本番までの練習場所は、各チームで確保すること。特に、夜遅くまで練習しているチームは、住宅に近い場所を避けるなど、市民の迷惑にならないよう心がけること。

(地方車の組み立てや音響を含め、周りの民家等に迷惑を掛けないようにすること。)

地方車の電飾や装飾について、競演場・演舞場の踊る場所以外(待機中や一般道など)では、地方車に取り付けた電飾を点灯させないこと。また、可動する装飾を動かさないこと。

地方車には消火器を備えること。

混雑及び危険防止のため(昼・夜とも)競演場・演舞場への車輛乗入れは地方車のみとする。

(万々、愛宕、菜園場への救護車・給水車の乗入れは、11ページ参照)

本部競演場の出番は抽選により決定し、場合によっては全チーム入らない場合もある。

見物客などの公衆等に対し、迷惑をかける言動、上半身裸で入墨の肌を露出し威圧する、社会通念上逸脱した過度の露出やわいせつな装いなど、人々に不安・不快を与え、混乱を誘発させるような行為は禁止する。

なお、競演場・演舞場の責任者は、このような行為を行ったチームに対して指導を行い、指導しても改めない場合は出場を取り消すことができる。

また、このような行為を行ったチーム及び責任者については、よさこい祭振興会の総務部会・企画部会・事業部会において協議を行い、翌年以降のよさこい祭りへの参加を認めない。

実質的な責任統括者が、2チーム以上の編成を行い、参加することは認めない。

責任者は、地方車の飾り付け廃材、及び食事後の生ゴミの管理を徹底すること。ゴミを放置(公園等への置き捨てなど)したチームは出場を取り消すことがある。

よさこい祭りに参加するチーム・個人(踊り子等)は、祭りの振興に資するために使用する場合に限り、肖像権・音楽著作権等を主張しないこと。

(著名人が入るチームであっても特別扱いはしない。)

責任者は、踊りの練習期間並びに祭り本番において、踊り子やスタッフの健康管理に努め、消毒液を地方車・救護車等に携行するなど、手洗いうがいを励行し、病気の感染予防に努めること。予防を行っても、咳や鼻水などの「呼吸器の炎症にともなう症状」に加えて、38℃以上の高熱を発症した体調不良者が出た場合、参加者のインフルエンザを疑い、電話にて発熱相談センターに相談するよう指導し、体調不良者を指示された医療施設での治療に専念させ、感染防止に努めること。

7. 賞について

「よさこい大賞」、「金賞」、「銀賞」、「審査員特別賞」は、追手筋本部競演場において、10名の審査委員が10日・11日の昼の部に審査します。

10日・11日の夜の部は、追手筋本部競演場において、個人審査を行い花メダルの授与を行います。

その他、「地区競演場連合会奨励賞」、「地区競演場連合会地方車奨励賞」もあります。

8. 審査基準について

楽曲

振付

鳴子を持って進行

衣装(ファッション)

地方車

総合評価

以上の6項目を審査します。

注意事項

市内17カ所の競演場・演舞場を、2日間でできるだけ多く回るようすること。

競演場・演舞場のスタッフや警備員の指示に従うこと。

公衆マナーを守ること。

参加ルールを守ること。

上記の注意事項を順守しなかったチームは、減点または審査対象外とします。

9. その他

優勝旗について

優勝旗は、連続出場チームに対して、10日・11日の追手筋本部競演場において、毎年、高知新聞社より授与されるものです。

前年授与された優勝旗は、8月8日までに高新放送会館1階の事業部まで返還して下さい。
(高知市本町3-2-15 / 連絡先TEL:088-825-4328 9:30~17:30)